

鳥取市補助金カルテ

NO.	272	担当課	農村整備課	外線	0857-30-8317
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市市街地河川環境維持事業補助金				
概要	水路等の維持管理を行う土地改良区や農事組合に対し、農業用水路等を利用して導水する場合において水路等の維持管理に要する経費を補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	H27	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	農業用施設維持管理経費の負担を軽減する				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農地費	
歳出事業名	市街地河川環境維持事業費					
R8予算	300千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	大口堰土地改良区 300千円(過去実績より算定)			R7 (見込)	1	199
				R6	1	244
				R5	1	265
				R4	1	263
補助率・補助額	年間通水量に対する市街地への通水量の割合			上限額	300千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	大口堰土地改良区等
交付要件	水路等の維持管理を行う土地改良区、農事組合等の団体
対象経費	水路の維持管理に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ活動内容が判別できる資料を添付させ確認を行う。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-6 山白川の生活用水部分の維持管理に係る経費補助のため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	273	担当課	農村整備課	外線	0857-30-8316
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市土地改良施設維持管理適正化事業補助金				
概要	県土地改良事業団体連合会による診断及び指導を受けた施設を管理する土地改良区に対し、整備補修に要する連合会への拠出金にするために行う土地改良区拠出金相当額を補助。				
補助金区分	施設運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3104）農林水産業の振興				
創設年度	R2	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保がされる				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農地費	
歳出事業名	土地改良施設維持管理適正化事業費					
R8予算	240千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	大井手土地改良区 ・下味野水路転落防止柵整備補修 3,000千円*30/100*2/3*1/5 ・水路改修・フェンス整備 3,000千円*30/100*2/3*1/5			R7 (見込)	2	240
				R6	2	548
				R5	2	428
				R4	2	428
				補助率・補助額	対象経費の2/3に相当する額に1/5を乗じた額	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内に位置する土地改良区
交付要件	鳥取県土地改良事業団体連合会から診断及び指導を受けた施設を所管する土地改良区
対象経費	土地改良区が所有する農業用施設のうち、鳥取県土地改良事業団体連合会から診断及び指導を受けた施設の改修経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	市長が別に定める実績報告不要の事業

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	4-1 土地改良区等が実施する事業の30%を5年間に分けて均等に積み立て、その一部を補助する仕組みのため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-